

電子申請

対象範囲拡大のお知らせ

平素より NICE WEB 申請システムをご利用いただき、誠にありがとうございます。

電子申請対象の拡大と範囲(建物規模)についてご案内いたします。

申請種類と建物範囲

	申請種類	建 物 範 囲	実 施 日	
1	建築確認	A.B.C.以外の 建築物 ※旧建築基準法第6条 第1項四号建築物	A. 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m ² を超えるもの ※建築基準法第6条第1項一号建築物	実施中
			B. 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が300m ² 、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの ※旧建築基準法第6条第1項二号建築物(500m ² →300m ²)	
			C. 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200m ² を超えるもの ※旧建築基準法第6条第1項三号建築物	
		NEW 昇降機・工作物	すべて	3月1日
2	完了検査	建築確認と同じ	実施中	
3	省エネ適判	建築確認と同じ ※着工予定日が4月以降のものに限る。	3月1日	
4	NEW 適合証明 (F35)	すべて	2月1日	
5	NEW 長期優良	すべて	2月1日	
6	NEW 性能評価	すべて	2月1日	

計画変更、軽微変更申請のおねがい

変更前が電子申請の場合、変更申請も電子申請としてください。

変更前が書面申請の場合、変更申請も書面申請としてください。

電子申請一本化のお知らせ

2025年3月1日より NICE WEB 申請システムの署名方法(申請方法)を「電子申請」に一本化します。

事前審査を電子で行い、本受付を書面申請する申請方法はこれをもちサービス終了となります。

詳しくはお問い合わせください。

岡山県建築住宅センター株式会社